

議案第9号

橋本市交通指導員条例の一部を改正する条例について

橋本市交通指導員条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり定めたいので、議会の議決を求める。

平成28年9月5日 提出

橋本市長 平木 哲朗

橋本市交通指導員条例の一部を改正する条例

橋本市交通指導員条例(平成18年橋本市条例第29号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改正後		改正前	
附 則 1.2 略	<p>平成30年4月1日から平成31年3月31日までに委嘱される指導員の任期は、<u>第5条第1項本文の規定にかかわらず、平成31年3月31日までとする。</u></p>	附 則 1.2 略	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。